事業所事務長 様 事業所実務担当者 様

人事総務課長

2024年度 月所定労働日数・時間数見直しの件

職員給与規程第7条第2項に規定する2024年度の月所定労働日数及び月所定労働時間数は、下記のとおりとしますのでご確認ください。

記

	旧:2023年度	新:2024年度
月所定労働日数	21.25日	21.33日
月所定労働時間数	159.4時間	160.0時間

※常勤職員の月所定労働日数の見直しに伴い、

定時職員の社会保険取得基準(月所定労働日数)が次のとおり変更となります。

社会保険取得基準 (一般被保険者)

- 1週の所定労働時間および1月の所定労働日数が常時雇用者の4分の3以上
 - ⇒ 当組合:週所定労働時間 28.125 時間 (28 時間 8 分)以上、

月所定労働日数 16.00 日以上 (2024年度)

※月所定労働日数: 2023 年度 15.94 日→2024 年度 16.00 日

なお、短時間労働者の社会保険取得基準(週所定労働時間 20 時間以上・賃金 88,000 円以上等) は変更ありません。

以上